

## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十九号

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十六条の規定により、令和七年度の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和八年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

請求の受付件数及び処理件数

実施機関	受付件数			令和7年度処理件数					令和8年 3月末現在 未処理件数
	令和7年度 受付件数	前年度から の繰越件数	計	開示	部分開示	不開示	取下げ	計	
知事	13,126	1,048	14,174	1,314	12,594	170	88	14,166	8
教育委員会	780	16	796	260	322	153	26	761	35
選挙管理 委員会	235	0	235	31	158	35	10	234	1
監査委員	49	0	49	13	28	8	0	49	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	3	0	3	0	0	3	0	3	0
警察本部長	925	154	1,079	383	644	36	2	1,065	14
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	4	24	28	0	27	0	1	28	0

内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業 管理者	32	0	32	0	23	0	9	32	0
下水道事業 管理者	62	0	62	50	7	0	5	62	0
地方独立 行政人	県立 大学	1	0	1	1	0	0	1	0
	県立 病院 機構	9	0	9	1	2	0	5	4
合計	15,226	1,242	16,468	2,053	13,805	405	143	16,406	62

注1 当該年度における申出の件数は、10件である。

注2 「請求」とは埼玉県情報公開条例第7条に規定するものからの請求をいい、「申出」とは同条例第21条第1項に規定するものからの申出をいう。

注3 件数は、公文書の件数である。